

# 社会福祉法人親愛の里役員及び評議員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人親愛の里

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人親愛の里（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条及び第28条、並びに運営協議会運営要項第9条の規定に基づき、役員及び評議員、運営協議会委員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 運営協議会委員とは、運営協議会運営要項第3条に基づき選任された者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、本規程による報酬等は支給しない。
- 4 非常勤理事長については、第4条、第5条1項によらず別表1の定額を支給する。  
ただし、月の途中で就任若しくは退任した場合は日割り計算とし、円未満は切り捨てる。

## (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 非常勤役員、評議員及び運営協議会委員等がそれぞれの関係する会議等に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払う。

- 2 それぞれの会議に出席し、同日に法人の他の業務を併せて行った場合は、別表3の報酬及び実費弁償はこれを支払う。

## (役員及び評議員等の勤務報酬等)

第5条 非常勤理事が理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び事業所の運営のための業務にあたったときは、別表3により報酬及び実費弁償費を支払う。

- 2 評議員が評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び事業所の運営のための業

務にあたったときは、別表 3 により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 監事が理事長の命を受けて法人及び事業所の運営のための業務にあたったときは、別表 3 により報酬及び実費弁償費を支払う。

4 苦情解決第三者委員が理事長の命を受けて法人及び事業所の運営のための業務にあたったときは、別表 3 により報酬及び実費弁償費を支払う。

5 交通費の実費が実費弁償費を超えるときは、その実費とする  
(報酬等の額の決定)

第6条 この法人の全非常勤理事の報酬総額は、年間 150 万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間 30 万円以内とする。

3 この法人の常勤理事の報酬月額、職員給与規程第 10 条 2 項の別表 1 に定める給料表の 5 等級(経営層)の格付けとし、月額本俸は 5 等級上限の 40 万円以内とする。

4 定年退職後継続して任用された常勤理事(嘱託常勤理事)の報酬月額は、退職時の本俸の 75%とする。また、60 歳を超えて新たに法人管理者として採用され、常勤理事として任用された職員(嘱託常勤理事)の報酬月額は、30 万円以内とする。

5 各々の報酬は、評議員会において定めるものとする。

(費用弁償の支給)

第7条 この法人は、役員及び評議員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員等の出張に要する旅費については、別に定める社会福祉法人親愛の里役員等旅費規程により支給する。

(報酬等の支給日)

第8条 常勤役員の報酬等は、毎月 20 日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日等に当たる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員等の報酬等は、会議等への出席実績を 1 か月単位でまとめ前項により支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第9条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成26年5月1日より施行する。

この規程は、平成30年9月2日より施行する。

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

この規程は、令和元年7月17日より施行する。

#### 別表1

名 称	報酬月額
理事長報酬（非常勤）	100,000 円

#### 別表2

名 称	報 酬	実費弁消費
理事会出席報酬	5,000 円	1,000 円
評議員会出席報酬	5,000 円	1,000 円
苦情解決第三者委員報酬	3,000 円	1,000 円

#### 別表3

名 称	報 酬	実費弁消費
理事長業務報酬	5,000 円	1,000 円
理事及び評議員業務報酬	5,000 円	1,000 円
監事監査指導報酬	10,000 円	1,000 円
苦情解決第三者委員報酬	3,000 円	1,000 円
運営協議会委員報酬	3,000 円	1,000 円